

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

特定一般教育訓練の指定基準の新設に係る周知について
（介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修関係）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又はキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、「教育訓練給付」を支給しているところですが、今般、「特定一般教育訓練」の指定基準が新設されました。

これに伴い、厚生労働省人材開発統括官の定める公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずるものとして、介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修が、平成31年10月1日の講座指定から特定一般教育訓練給付の対象となりました。

本制度の活用は、介護支援専門員等として働きたい方にとって、受講負担の軽減に資するものとなるため、各都道府県におかれましては、教育訓練給付制度の趣旨を勘案の上、所管する教育訓練施設・関係者に対し、本制度の創設に係る以下の別添資料の積極的な周知をよろしくお願いいたします。

【別添資料】

- 別添1：特定一般教育訓練の指定基準の新設について（介護支援専門員養成研修等、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修関係）
- 別添2：特定一般教育訓練給付制度の活用の流れ
- 別添3：特定一般教育訓練給付制度のご案内

【ご参考】

- 教育訓練給付金制度（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

- 特定一般教育訓練の講座指定申請関係の厚労省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_format/kyouiku/03_00003.html

【指定基準に係る問い合わせ先】

厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係 TEL：03-5253-1111（内線5390・5398）

【担当課室連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 TEL：03-5253-1111（内線3936）